

令和3年度新宿区中小事業者省エネルギー対策支援実施要領

(目的)

第1条 区は、省エネルギーに取り組むことにより経費削減を図るとともに地球温暖化対策に資することを希望する区内に事業所等を有する事業者を対象に、省エネルギー診断、省エネルギー化についての相談、東京都地球温暖化対策報告書の作成支援及び省エネルギー化に取り組んだ事業者の表彰等を行うことで、事業者の省エネルギー行動を促進し、二酸化炭素排出量の削減及び環境負荷の低減を図る。

(対象事業者)

第2条 この要領による省エネルギー対策支援（以下、「対策支援」という。）を受けることができる事業者等は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たすもの。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第8条の23第1項により、東京都地球温暖化対策報告書の提出を義務づけられている事業者でないこと。

イ 対策支援を受ける事業所、事務所、工場、店舗等（以下、「事業所等」という。）が区内にあり、引き続き1年以上事業を営んでいること。

(2) 区長が特に必要と認めるもの。

(対策支援の内容)

第3条 対策支援は区が委託した業者（以下、「受託者」という。）が、次に掲げる事項について実施する。

- (1) 省エネルギー診断及び省エネルギー提案
- (2) 省エネルギー化についての相談、助言及び情報提供
- (3) 事業者表彰（新宿エコワン・グランプリ）応募資料の作成
- (4) 東京都地球温暖化対策報告書の作成支援（作成希望事業者のみ）
- (5) その他区長が必要と認める事項

(申請の手続)

第4条 対策支援を受けようとする事業者は、「新宿区中小事業者省エネルギー対策支援申請書」（第1号様式）により区長あて申請しなければならない。

(事前調査票の提出)

第5条 前条の規定により対策支援を受けようとする事業者は、「調査票」（第1号-2様式）を区長に提出しなければならない。ただし、同調査票を提出することが困難な事業者については、省エネルギー診断のヒアリング時に作成するものとする。

(申請期間)

第6条 申請期間は、令和3年4月26日から令和4年2月10日までとするが、対策支援の件数が10件に達した場合は、その時点で締め切る。ただし、同日に複数の申請があり10件を超える場合は抽選を行い、対策支援対象者を決定する。

(決定通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、対策支援の可否を決定し、「新宿区中小事業者省エネルギー対策支援実施決定通知書」(第2号様式)、又は「新宿区中小事業者省エネルギー対策支援不実施決定通知書」(第3号様式)により申請者あて通知するものとする。

(対策支援の実施)

第8条 区長は、前項の規定により対策支援を決定したときには、受託者に対し、「新宿区中小事業者省エネルギー対策支援実施指示書」(第4号様式)により対策実施を指示するものとする。

(変更)

第9条 対策支援実施決定を受けた者は、第4条の申請書の記載事項に変更が生じた時は、「新宿区中小事業者省エネルギー対策支援申請書内容変更届」(第5号様式)により、区長に届け出なければならない。

(中止)

第10条 対策支援実施決定を受けた者が事情により支援を受けることを取りやめるときには、速やかに、「新宿区中小事業者省エネルギー対策支援実施中止届」(第6号様式)により、区長に届け出なければならない。

(対策支援の結果報告等)

第11条 受託者は、「省エネルギー対策支援報告書」を作成し、区に提出する。提出は、省エネルギー診断の現地調査完了の日から30日以内、又は令和4年3月11日までの早い方とする。また、受託者は対策支援を受けた者に対し、当該報告書に基づいた説明を行わなければならない。

(完了報告)

第12条 受託者は、対策支援を受けた者に対し対策支援を完了したときには、「新宿区中小事業者省エネルギー対策支援完了報告書」(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(協力)

第13条 対策支援実施決定を受け、対策支援を完了した者は、事業者が実施している環境に優しい取組について、区の実施する新宿エコワン・グランプリへの応募や対策支援後の状況照会、「新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金」の事業所用LED照明設置補助金を受けた場合の温室効果ガス削減量算出のための資料提供等、必要に応じて、区に協力すること。

(費用負担)

第14条 対策支援に関わる費用は区が負担し、対策支援を受ける者からの費用徴収は行わない。

(委任)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。